

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

申告をお忘れなく!!

提出期限：令和6年1月31日(水)

～早期(1月19日頃まで)の提出をおねがいます～



地方税法第383条の規定により、事業者には毎年1月1日現在、
越谷市内に所在する償却資産(固定資産税)の申告が義務付けられています。

●このような方に申告書をお送りしています

- (1) 昨年度までの申告により固定資産課税台帳に登録がある
- (2) 個人開業届/法人市民税届/保健所開設届/太陽光発電設備設置届/を提出した
- (3) 共同住宅等の事業用家屋を所有した など

●このような場合も申告が必要です

- (1) 所有資産が少額
(課税標準額150万円未満)
- (2) 前年と資産状況が変わらない
- (3) 全ての資産を手放した
- (4) 該当する資産がない

申告方法

申告書・種類別明細書は、越谷市のホームページからダウンロードできます。

(1) 郵送による申告 ※提出の際は封筒または手引き裏面の宛名ラベルをご利用ください。

申告書(控用)に受領印が必要な場合は、必ず**返信先を記入した返信用封筒に切手を貼って**同封してください。(返信用封筒がない場合は返送できません。)

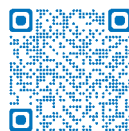
なお、受領印が不要の場合は、申告書(控用)はお手元で保管してください。

(2) 資産税課窓口持参 ※出張所での受付は行っておりません。

混雑防止のため、できるだけ郵送及び電子申告での申告にご協力ください。

(3) 電子申告(eTAX:エルタックス)による申告

詳しくは「eTAX」ホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



お問い合わせ・提出先

越谷市行財政部資産税課 償却資産担当
場所 越谷市役所 本庁舎2階
電話 048-963-9147(直通)

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分



越谷特別市民
ガーヤちゃん



越谷市

目次

I	償却資産の申告について	
1	提出する書類	2
2	電算処理により申告される方	2
II	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは	3
2	償却資産の種類と具体例	3
3	主な償却資産の耐用年数	4
4	申告の対象とならないもの	5
5	家屋と償却資産の区分	5～6
6	少額の減価償却資産の取扱い	7
7	リース資産について	7
8	取得価額における消費税の取扱い	8
9	国税との主な違い	8
III	償却資産の評価・課税	
1	償却資産の価格と課税について	9
2	減価率及び減価残存率一覧表	10
3	非課税・課税標準の特例	10
IV	その他	
1	実地調査のお願い	11
2	虚偽の申告／申告をしなかった場合	11
3	さかのぼり課税について	11
4	償却資産Q&A	11
V	償却資産申告書の書き方	12～15

記入例はP12～15「裏表紙」をご覧ください

マイナンバー(個人番号)・法人番号について

個人番号を記載した申告書を提出する際は、番号法に定める本人確認(番号確認および身元確認)のため、本人確認書類(免許証、健康保険証など)が必要です。(郵送の場合は写しを提出。健康保険証の写しの場合は、被保険者の記号・番号、保険者番号、二次元コードを消して下さい。)

なお、**申告書の控用には個人番号を記載しないようお願いします。**

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合やeLTAX(電子申告)による申告の場合は、本人確認書類の提示・添付は不要です。

※ 個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

申告書の書き方がわからない場合

P.12以降に記載例がございますので、ご覧のうえ記入をお願いします。

説明が必要な場合は、以下のものをご用意のうえ、資産税課償却資産担当にお問い合わせください。

資産の取得年月及び取得価額のわかる書類(固定資産台帳または簡易台帳、所得税青色申告決算書、法人税確定申告書など)

※共同住宅等を建築された方、また既存の店舗・事務所等を取得された方で、建物と駐車場等構築物を「一式」として取得された場合は、**建物を除く構築物等資産それぞれの取得価額が必要**となりますので、あらかじめ施工業者や売主等に確認の上、明細(工事内訳書等)をご用意ください。

I 償却資産の申告について

- (1) 所有資産が少額
(課税標準額150万円未満)
- (2) 前年と資産状況が変わらない
- (3) 全ての資産を手放した
- (4) 該当する資産がない
場合も申告が必要です。

1 提出する書類

(1) 今年度初めて申告される方(初めて申告書が届いた方)

・令和6年1月1日現在、越谷市内に所有する**全ての償却資産を申告**してください。

令和6年1月1日 現在の状況	提出書類			申告内容
	償却資産申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	
資産あり	●	●		全資産
資産なし	●			申告書に「資産なし」と記入

※申告書右下『18備考』欄の該当箇所にも○をつけてください

(2) 前年度(令和5年度)までに申告したことがある方

- ・令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に**増減があった償却資産を申告**してください。
- ・「令和6年度償却資産申告用参考資料」が同封されている方は、申告書作成の参考にしてください。
- ・前年度までの申告がもれていた資産があれば、あわせてご申告ください。

令和6年1月1日 現在の状況	提出書類			申告内容
	償却資産申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	
資産が増加した場合 (取得・受入など)	●	●		増加した資産 (電算処理の場合は全資産)
資産が減少した場合 (売却・減失・移動など)	●		●	減少した資産 (電算処理の場合は全資産)
資産の増加・減少両方の場合	●	●	●	増加・減少した資産 (電算処理の場合は全資産)
資産の増減がない場合	●			申告書に「増減なし」と記入
全ての資産が減少した場合 (廃業・転出・合併など)	●		●	減少した資産

※申告書右下『18備考』欄の該当箇所にも○をつけてください

2 電算処理により申告される方

償却資産申告書	①全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。
	②評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄については、必ず記載してください。
	③独自に作成した用紙を使用する場合は、事務処理の都合上、越谷市から届いた申告書もあわせて送付してください。
種類別明細書	①必ず 全資産を申告 してください。 (資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。)
	②全資産について、評価額を記載してください。
	③課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。 (特例ごとの集計表もあわせて提出してください。)
	④評価額の最低限度額は、取得価額の5%に相当する額です。 (備忘1円登録はありません。)

II 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**をいいます。主に、次の資産が該当します。

- ① 税務会計上、減価償却となる資産
- ② 事業の用に供しているが、企業会計上では簿外資産として取り扱っている資産
- ③ 企業会計上は建設仮勘定で経理しているが、1月1日時点で事業の用に供している資産
- ④ 減価償却済資産（耐用年数を経過後も事業の用に供している資産）
- ⑤ 資産所有者が他の者に貸し付けている資産（リース資産）
- ⑥ 割賦金の完済していない割賦買入資産で、すでに事業の用に供している資産
- ⑦ 遊休・未稼働だが、事業の用に供することができる状態にある資産
- ⑧ 社宅用、宿舍用、寮用など福利厚生のために供する償却資産

※ 償却資産の価値を増加させるための費用は【改良費】として、本体とは別に申告してください。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		内 容	
第1種	構 築 物	土木に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設 等
	建 物 附 属 設 備	建 物 附 属 設 備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 ※詳しくは5・6ページ【家屋と償却資産の区分】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの）、ブルドーザー、パワーショベル 等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアー 等
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備 等
第3種	船 舶	モーターボート 等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの）、フォークリフト、ショベルローダー、構内運搬車、自転車、被けん引車 等 <u>（注）自動車税・軽自動車税の課税客体となる車両は該当しません。</u>	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

3 主な償却資産の耐用年数

業 種	主な償却資産の例	耐用年数	主な償却資産の例	耐用年数
各業種共通	緑化設備(花壇・庭園)	20	金庫	20
	広告塔(金属造)	20	ロッカー・キャビネット(金属製)	15
	受変電設備	15	応接セット	8
	砂利	15	ルームエアコン	6
	コンクリート塀	15	防犯カメラ	6
	コンクリート舗装	15	レジスター	5
	アスファルト舗装	10	コピー機	5
	外灯	10	テレビ	5
	金属塀	10	サーバー用パソコン	5
	フェンス	10	パソコン	4
	蓄電池設備	6	ネオンサイン	3
	簡易間仕切	3	看板	3
	小売店	木製陳列棚	8	自動販売機
冷蔵庫		6	冷凍庫	6
飲食店	厨房設備	8	カラオケ	5
	テーブル・いす	5	厨房用品	5
理美容業	湯沸かし器	6	タオル蒸器	5
	消毒殺菌機	5	パーマ器	5
	理容・美容いす	5	サインポール	3
クリーニング業	洗濯機	13	乾燥機	13
	脱水機	13	プレス機	13
医院・歯科医院	歯科診察用ユニット	7	治療用ベッド	5
	調剤機器	6	手術機器	5
	レントゲン機器	6	消毒殺菌用機器	4
	ファイバースコープ	6		
建設業	仮設用プレハブ	7	大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの)	4
	ポータブル発電機	6		
	ブルドーザー	6		
	パワーショベル	6		
	フォークリフト	4		
ガソリンスタンド	独立キャノピー(金属造)	45	ガソリンタンク	8
	屋外照明設備	15	計量器	8
	オートリフト	8	火災報知設備	8
	オイルチェンジャー	8	洗車機	8
	充電器	8	ジャッキ	3
金属加工業	圧縮機	15	フライス盤	10
	ボール盤	10	研削盤	10
	旋盤	10	測定・検査工具	5
	プレス機	10		
不動産賃貸業	太陽光発電設備	17	側溝	15
駐車場業	機械式駐車設備	15	無人駐車管理装置	5
農業	ビニールハウス(金属造)	14	ナンバー・トランク等の大型特殊自動車	7
	ビニールハウス(木造)	5	農業用設備	7
印刷業	デジタル印刷設備	4	活字盤鑄造機	10

※資産の種類別の区分（1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具・器具及び備品）によって、耐用年数が異なる場合があります。

4 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車
- ② 自動車等に同所有者が取り付け、常時搭載しているカーナビゲーション等の機器
- ③ 取得価額が20万円未満のものを一括して、3年間で損金(必要な経費)に算入したもの
- ④ 取得価額が10万円未満のものを、一時に損金に算入したもの
- ⑤ 牛、馬、果樹、その他の生物(観賞用生物は除く)
- ⑥ 無形固定資産(特許権、実用新案権、ソフトウェア等)
- ⑦ 耐用年数が1年未満の資産
- ⑧ 繰延資産(開業費・下水道受益者負担金等)
- ⑨ 棚卸資産(貯蔵品、商品等)

5 家屋と償却資産の区分

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価します。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

・独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの等は、償却資産として取り扱います。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合(テナント等)

・テナント等で、家屋の所有者と異なる者(賃借人)が取り付けした家屋の附帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産は、賃借人が所有する償却資産となり、賃借人からの申告が必要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事(特定の生産又は業務用設備)		◎		◎
		配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
配管・配線等		○			◎	
避雷設備	設備一式	○			◎	
火災報知設備	設備一式	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	

6 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以降に 取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以降に 開始された事業年度に 取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、**申告対象**となります。

7 リース資産について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人(会社)が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をしている人(会社)が申告場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	● (資産の所在する市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産	● (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されましたが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要がありますのでご注意ください。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。(地方税法施行令第49条ただし書)

8 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。

▶ 当該資産を取得するための通常支出すべき金額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。)

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産税の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

9 国税との主な違い

項目	国 税	固定資産税
計 算 の 期 間	事業年度	暦年(賦課期日現在)
償 却 の 方 法	定率法・定額法を選択制 ※平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ	定率法のみ ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められる	認められない
増 加 償 却(法人税・所得税)	認められる	認められる
評価額の最低限度(法人税は償却可能限度額)	備忘価額(1円)	取得価額の5%
改 良 費	原則区分、一部合算も可	区分評価



越谷特別市民
ガーヤ
ちゃん

Ⅲ 償却資産の評価・課税

1 償却資産の価格と課税について

(1) 納税義務者等

納税義務者	賦課期日(令和6年1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。
評価額の算出及び 決定価格について	前年中に取得したもの……取得価額×半年分の減価残存率
	前年前に取得したもの……前年度の評価額×1年分の減価残存率
	※評価額の最低限度額は、取得価額又は改良費の5%に相当する額
課税標準	賦課期日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。
税 率	税率は1.4%です。
免 税 点	課税標準となるべき全資産の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
納 期	納期は、5月、7月、12月、翌年2月の4回です。

(2) 評価額の計算方法

- 償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、資産一品ごとに算出します。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
 - ・算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

前年中に取得した資産(初年度)	取得価額×(1- <u>減価率</u> ÷2)
前年前に取得した資産(2年度目以降)	前年度評価額×(1-減価率)

※下線部分は、小数点以下第4位を四捨五入

【計算例】 取得価額:1,000,000円、取得年月:令和5年8月、耐用年数:3年(減価率0.536)の資産の場合

令和6年度 1,000,000円 × (1-0.536×1/2) = 732,000円

令和7年度 732,000円 × (1-0.536) = 339,648円

令和8年度 339,648円 × (1-0.536) = 157,596円

令和9年度 157,596円 × (1-0.536) = 73,124円

令和10年度 73,124円 × (1-0.536) = 33,929円 < 50,000円(※)

※令和10年度で算出額が取得価額の5%(50,000円)より小さくなるため、令和10年度以降の評価額は50,000円となります。

(3) 課税標準額及び税額

- ①課税標準額は、各資産の評価額を合算して算出します。ただし、課税標準の特例を受けた場合は適用後の額となります。
- ②税額は、課税標準額に基づき算出します。ただし、課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

【計算例】 課税標準額:7,654,321円の場合

7,654,000円 × 1.4% = 107,156円 → 107,100円

課税標準額 (1,000円未満切捨) 税率 税額 (100円未満切捨)

2 減価率及び減価残存率一覧表

『固定資産評価基準』

別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」(抜粋)

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
35	0.064	0.968	0.936

3 非課税・課税標準の特例

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定により、非課税となるものがあります。

また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により、税負担の軽減を図るため課税標準の特例の適用があります。

該当資産がある場合には、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記入するとともに、添付書類及び申請書を提出してください。(非課税および特例申請書は越谷市ホームページからダウンロードできます。)

※平成24年度税制改正により、地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部について、地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制と特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。わがまち特例等、主な特例は次のとおりです。

名称	適用法令・条項	特例割合
公害防止用設備 (汚水又は廃液の処理施設)	地方税法附則第15条第2項第1号	1/2
公害防止用設備 (下水道除害施設)	地方税法附則第15条第2項第5号	4/5
特定事業所内保育施設	地方税法附則第15条第32項	5年間 1/3
家庭的保育事業の用に 供する償却資産	地方税法第349条の3第27項	1/2
居宅訪問型保育事業の用に 供する償却資産	地方税法第349条の3第28項	1/2
事業所内保育事業の用に 供する償却資産	地方税法第349条の3第29項	1/2
認定先端設備等導入計画に 従って取得した先端設備	旧地方税法附則第64条 (取得が令和5年3月31日以前)	3年間 0
	地方税法附則第15条第45項 (取得が令和5年4月1日以降)	3年間 1/2 (5年間 1/3※)

※賃上げ方針を計画内（新規申請時）に位置づけた場合

IV その他

1 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また実地調査に伴い、修正申告をお願いすることがあります。

2 虚偽の申告／申告をしなかった場合

申告すべき事項について、正当な理由なく申告をしない場合、地方税法第386条及び越谷市税条例第75条の規定により、過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により、罰金等を科されることがありますのでご注意ください。

3 さかのぼり課税について

申告もれ等により、過年度分の税額が発生する場合は、最大で5年度分までさかのぼって課税となります。また、追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

なお、過年度に減少すべき資産があった場合は、その資産がいつから存在していないのかわかるよう、摘要欄等にその旨を記入してください。

4 償却資産Q&A

Q1 わずかな償却資産しかない場合は課税されないと聞いたので、申告しなくてもよいですか？

A1 課税の有無にかかわらず事業用資産を所有している場合は申告が必要です。申告の結果、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

Q2 税務署へ確定申告をしていますが、市へも申告が必要ですか？

A2 別途、市への申告が必要です。固定資産税は市税、税務署への申告は国税（所得税や法人税）の計算のための申告です。また、国税と市税では償却資産の取り扱いが異なる場合があります。（P.8参照）

Q3 減価償却済みの償却資産の申告は必要ですか？

A3 申告が必要です。固定資産税における償却資産の最低限度額は、取得価額×5%です。耐用年数を過ぎて減価償却済みの資産も、事業に使用している限り申告が必要です。

Q4 提出した申告書に誤りがあった場合はどうしたらよいですか？

A4 「償却資産申告書」（第26号様式）の上部余白に赤で『修正』と記載し、備考欄や明細書等に修正内容が分かるように記載してご提出ください。

Q5 法人が合併や分割をして資産に移動があった場合、どのように申告すればよいですか。

A5 合併等により資産を承継した法人は、種類別明細書に承継した資産がわかるように記入し、申告書の備考欄に、『〇〇年〇月〇日、〇〇株を吸収合併し、すべての資産を継承』などと記入してください。資産がすべて減少した法人についても申告書を提出してください。

◎土地や家屋と異なり、登記制度のない償却資産は、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産状況を所有者に申告いただき、固定資産税の課税をしています。

◎法定の申告書提出期限を過ぎても、申告書は随時受け付けますので、ご提出をお願いします。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

※網かけの欄は記入する必要はありません。①④⑤⑥は、評価計算の基礎になりますので記入漏れのないように入力をお願いします。
 ※消せるボールペンでは記入しないでください。

◎前年度以前に申告された方（電算申告の方を除く）には、同封の「令和6年度 償却資産申告用参考資料」に令和5年1月1日現在登録されている資産を打出してありますので、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得された資産・申告もれ、または移動により増加された資産を記入してください。
 ◎初めて申告される方は、令和6年1月1日現在所有されている資産を全部記入してください。

令和6年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										越谷市	
更正種類	2 新規	取得年月		取得価額		課税標準額		課税標準コード		課税事由		非課税理由	
資産の種類	資産コード	数量	年	月	千円	円	1	2	3	4	5	6	7
01	アスファルト舗装	1	3	4	05	11	7 000 000	000	10	0	0	0	0
02	植栽	1	3	4	05	11	500 000	000	20	0	0	0	0
03	金属製フェンス	1	3	4	05	11	1 000 000	000	10	0	0	0	0
04	コンクリートブロック塀	1	3	4	05	11	1 500 000	000	15	0	0	0	0
05	特定ガス発生設備	1	3	4	05	06	2 000 000	000	15	0	0	0	0
06	フォークリフト	1	3	4	05	03	400 000	000	4	0	0	0	0
07	クレーン	2	3	4	05	04	500 000	000	6	0	0	0	0
08	パソコン	3	3	4	05	3	450 000	000	4	0	0	0	0
09			3	4	05								
10			3	4	05								
11			3	4	05								
12			3	4	05								
13			3	4	05								
14			3	4	05								
15			3	4	05								
小計		11					13 350 000						

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具・器具及び備品



この用紙は越谷市のホームページからダウンロードできます。

- ① 資産の種類（3ページ参照）の区分に対応する1から6の数字を記入してください。
- ② 資産の名称は漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、算用数字を使用して24文字以内で記入してください。ハイフン（-）も1文字に数えます。
- ③ 資産の数量を記入してください。
- ④ 資産を取得した年月を記入してください。
- ⑤ 当該資産を取得するために、通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他直接要した費用を含む）をいいます。
- ⑥ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数を記入してください（原則として法人税又は所得税の申告で用いる耐用年数と同じ）。
- ⑦ 特例該当資産であれば、その特例率を記入してください。併せて特例措置申告書の提出が必要です。
- ⑧ 該当する事由に○をつけてください。
- ⑨ 非課税・課税標準の特例の適用条項等や⑧の具体的理由（増加理由が3. 移動による受入れ・4. その他の場合）を記入してください。

(4) 償却資産申告書の記入例<事例別>

1 【所有者情報】所有者名や住所が変わった場合（所有者変更・商号変更・所在など）

新所有者情報を余白に記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄に異動日及び異動事由を記入してください。

令和6年1月12日 令和6年度 越谷市長宛 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印

1住所 ~~埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号~~
埼玉県越谷市千間台東2丁目9番地
(電話 048 - 964 - 2111)

2氏名 ○○ ◆◆ 様
(屋号)

3個人番号又は法人番号

4事業種目

5本市における事業開始年月 年 月

6この申告に回答する者の氏名及び氏名 電話()

7税理士等の氏名 電話()

2-(1) 【取得金額】前年と変更ない場合

「前年前に取得したもの(イ)」欄と同じ金額を「計(ニ)」欄に記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄の2に○をつけてください。

資産の種類	取得金額			計(イ)-(ロ)+(ハ) 円
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	2,000,000			2,000,000
2 機械及び装置	13,680,000			13,680,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2,600,000			2,600,000
6 工具・器具及び備品	3,900,000			3,900,000
7 合計	22,180,000			22,180,000

2-(2) 【取得金額】資産が全てなくなった場合（廃業・解散・転出など）

① 「前年前に取得したもの(イ)」欄の金額を「前年中に減少したもの(ロ)」欄に記入してください。

② 「計(ニ)」欄に『0』を記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄の3に○をつけてください。

資産の種類	取得金額			計(イ)-(ロ)+(ハ) 円
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	2,000,000	2,000,000		0
2 機械及び装置	13,680,000	13,680,000		0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2,600,000	2,600,000		0
6 工具・器具及び備品	3,900,000	3,900,000		0
7 合計	22,180,000	22,180,000		0

2-(3) 【取得金額】資産の増減がある場合（増・減した資産を明記した種類別明細書が必要です）

① 減少資産の合計は「前年中に減少したもの(ロ)」欄、増加資産の合計は「前年中に取得したもの(ハ)」欄に記入してください。

② 「前年前に取得したもの(イ)」から減少・増加を差し引いた額を「計(ニ)」欄に記入してください。

※申告書右下の「18備考」欄の1に○をつけてください。

資産の種類	取得金額			計(イ)-(ロ)+(ハ) 円
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	2,000,000	1,000,000	1,200,000	2,200,000
2 機械及び装置	13,680,000	680,000	800,000	13,800,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2,600,000			2,600,000
6 工具・器具及び備品	3,900,000		250,000	4,150,000
7 合計	22,180,000	1,680,000	2,250,000	22,750,000

◆申告書を郵送する際の宛先ラベルとしてご利用ください

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市役所
行財政部 資産税課 償却資産担当



越谷特別市民
ガーヤちゃん